

1 概要

令和3年6月16日に公布された「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」（令和3年法律第72号。以下「改正法」という。）により、預託等取引に係る消費者利益の擁護増進のための規定整備などがなされた。

今般、改正法の施行に向け、下位法令の整備を行うもの（消費者庁において実施）。

2 当庁関係の改正事項（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

銃砲刀剣類所持等取締法は、猟銃の所持許可の要件として、銃砲刀剣類等を使用して一定の凶悪な罪で政令で定めるもの（以下「対象犯罪」という。）に当たる違法な行為をして10年を経過していないことを定めており、銃砲刀剣類所持等取締法施行令において対象犯罪が列挙されている（第12条第2項）。

改正法により、預託等取引業者等が契約の締結・更新又は解除に関して行う威迫困惑行為に係る罪が設けられたことから、これを対象犯罪に追加する。

3 意見公募手続の実施結果

「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について、消費者庁において、令和3年10月26日から11月24日までの間、意見公募手続を実施した結果、銃砲刀剣類所持等取締法施行令の改正に関する質問・意見は0件であった。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和4年6月1日予定）

公安委員会	「犯罪収益移転危険度調査書」の	令和3年12月16日
説明資料No. 2	作成・公表について	刑事局

1 趣旨

犯罪収益移転防止法に基づき、国家公安委員会が、毎年、事業者が行う取引の種別ごとにマネー・ローンダリング等に悪用される危険度等を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成・公表するもの。

事業者は、調査書の記載内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行うとともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じることとなる。

2 調査書の概要

- 我が国を取り巻く地理的環境、社会的環境、経済的環境、犯罪情勢等の広範なリスクを示した上、マネー・ローンダリング事犯等の分析として、主体や手口等を記載。
- 取引形態、国・地域、顧客属性及び特定事業者が取り扱う商品・サービスについて、危険度を評価。
- マネー・ローンダリング等対策に関する事業者等の取組事例や、効果的な疑わしい取引の届出内容等を記載。

3 昨年からの主な変更点

- 事業者等の包括的なリスク理解の促進を図ることを目的に、取引形態等の要素ごとに危険度の評価を記載するなど、全体の構成を見直した。
- サイバー犯罪の増加をはじめ近時の犯罪情勢に関する記載や、相対的に危険度が高い資金移動サービスや暗号資産に関する記載を充実。
- 昨年に引き続き、疑わしい取引の届出がマネー・ローンダリング事犯及び前提犯罪の捜査等に有効活用されていることをフィードバックするため、疑わしい取引の届出を端緒に検挙した事件例について内容を更新して記載。

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>「道路交通法施行規則の一部を改正する 内閣府令案」等に対する意見の募集について</p>	<p>令和3年12月16日 交通 局</p>
<p>1 意見募集の要旨 道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行等に伴う 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の改正等に当たり、その 案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間 令和3年12月17日（金）から令和4年1月15日（土）まで（30日間）</p> <p>3 主な内容</p> <p>(1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転技能検査の内容及び合否基準を定める。 ○ 申請により運転免許に付与等する条件の内容を定める。 ○ 高齢者講習の内容等の見直しに関する規定を整備する。 ○ 認知機能検査の方法等の見直しに関する規定を整備する。 ○ 若年運転者講習の内容を定める。 <p>(2) 運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則案 運転免許証の更新の際に高齢者講習が免除される講習の基準等を定める。</p> <p>(3) 運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則案 高齢者講習と同等の効果がある運転免許取得者等教育の課程の基準等 を定める。</p> <p>(4) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則案 認知機能検査・運転技能検査と同等の効果がある運転免許取得者等検 査の方法の基準等を定める。</p> <p>(5) 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する 規則案 大型自動車免許の欠格事由等の特例を受けるための教習の課程に係る 指定の基準等を定める。</p> <p>(6) 指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則案 若年運転者講習を行う指定講習機関の基準等を定める。</p> <p>4 施行期日 令和4年5月13日（3(6)の一部については公布日）を予定</p>		

1 令和3年度サイバーセキュリティ政策会議の概要

- サイバー空間の脅威への対処について法学・技術系学者、弁護士、ITベンダー、日本サイバー犯罪対策センター等多様な分野の有識者による検討を行うサイバーセキュリティ・情報化審議官主催の私的懇談会。
- 令和3年度においては、「サイバー局等新組織において取り組む政策パッケージ」をテーマに選定。
- 令和3年9月以降、会議を3回開催し、別添のとおり報告書を取りまとめ、12月17日に報告書を公表。

2 令和3年度サイバーセキュリティ政策会議報告書（案）概要

(1) 情勢認識

- 公共空間化するサイバー空間
- 実空間とサイバー空間との融合
- 顕在化しつつあるリスク

(2) 基本理念

実空間とサイバー空間とが融合したデジタル社会の安全・安心の確保
～マルチステークホルダーで作り上げる安全・安心～

(3) 具体的な施策

- 対処体制の強化
- 国際連携・対応の強化
- 実態把握と社会変化への適応力の強化
- 社会全体でつくる安全・安心